



厚生労働省

山口労働局

下関労働基準監督署

Press Release

報道関係者各位

令和7年7月2日（水）

【照会先】

下関労働基準監督署

副署長 矢野和明

第一方面主任監督官 杉山朋子

電話 083-266-5476

労働安全衛生法違反被疑事件の書類送検について

下関労働基準監督署（署長 赤尾 裕一郎）は、令和7年7月2日、有限会社林板金工作所及び代表取締役を、労働安全衛生法違反の疑いで山口地方検察庁下関支部に書類送検しました。

記

1 被疑者

- （1）有限会社 はやしばんきんこうさくしょ 林板金工作所（本店所在地：山口県美祢市）
- （2）代表取締役 A

2 違反条文

労働安全衛生法違反

同法第21条第2項

同法第27条第1項

労働安全衛生規則第524条（スレート等の屋根上の危険の防止）

同法第119条第1号（罰則）

同法第122条（両罰規定）

3 事件の概要

有限会社林板金工作所は、建築板金業を営む事業者であるが、被疑者代表取締役 A は、令和6年11月20日、山口県下関市内において行われていた工場の改修工事において、スレート屋根の上で労働者に作業を行わせるに当たり、同屋根に幅が30センチメートル以上の歩み板を設ける等の踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じなかったものである。

同屋根の上で作業を行っていた労働者1名が、同屋根を踏み抜き、工場の床面まで約4.5メートル墜落して死亡した。

【 参照条文 】

労働安全衛生法（抜粋）

第 21 条

第 1 項 （略）

第 2 項 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第 27 条

第 1 項 第 20 条から第 25 条まで（中略）の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

第 2 項 （略）

第 119 条

次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役【※注】又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 1 号 第 14 条、第 20 条から第 25 条まで、（中略）の規定に違反した者

第 2 号から第 4 号まで （略） 【※注 令和 7 年 6 月 1 日以降「拘禁刑」】

第 122 条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 116 条、第 117 条、第 119 条又は第 120 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則（抜粋）

第 524 条（スレート等の屋根上の危険の防止）

事業者は、スレート、木毛板等の材料でふかれた屋根の上で作業を行なう場合において、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、幅が 30 センチメートル以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

【 スレート屋根の例 】



「目で見えるアスベスト建材」（国土交通省）より引用